



熊労発基1111第8号
平成26年11月11日

関係団体各位

熊本労働局長



有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び
掲示方法を定める等の件の一部を改正する件の適用について

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件(平成26年厚生労働省告示第401号)に関して、平成26年11月4日に公示され、平成27年1月1日から適用されることとなりました。

改正の主旨、内容につきましては下記のとおりですので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対する周知等につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 改正の趣旨

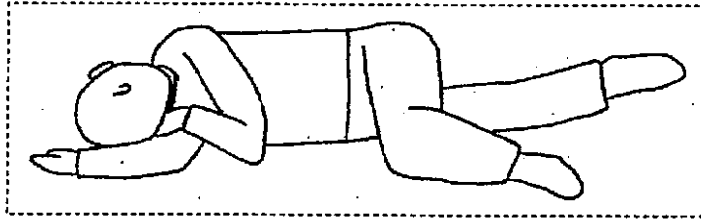
有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)第24条第1項の規定により掲示すべき事項の内容は、有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件(昭和47年労働省告示第123号。以下「告示」という。)に定められているところですが、今般、告示の内容のうち、有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置について、日本救急医療財団と日本蘇生協議会(JRC)で構成するガイドライン作成合同委員会が作成した「JRC蘇生ガイドライン2010」等の最新の知見を踏まえた内容に改正したものです。

2 改正の内容及び留意事項

- (1)「中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態」とは、以下の図のような状態をいうこと。
- (2)「消防機関への通報」とは、救急通報(119番通報)をいうこと。
- (3)告示に定める応急処置は、事前に訓練を受けることが望ましいことから、機会を捉え関係者がこれら訓練を受けることが推奨されること。
- (4)応急処置が必要となる事態に備えて、事業場に自動体外式除細動器(AED)を設置することが望ましいこと。なお、引火のおそれのある場所でのAEDの使用

用は適当ではないため、AEDを設置する場合には、あらかじめ引火のおそれのない場所を応急処置を行う場所として定めておくこと。

図



○厚生労働省告示第四百一号

有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第二十四条第二項の規定に基づき、昭和四十七年労働省告示第二百二十三号（有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十一月四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三号(1)中「すみやかに、」を「速やかに」に改め、同号(2)中「の頭を低くして横向き又は仰向きに寝かせ、」を「を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で」に改め、同号(3)中「口中の異物を取り除く」を「消防機関への通報を行う」に改め、同号(4)中「は、すみやかに、人工呼吸を行なう」を「や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺そ生を行う」に改める。

有機溶剤中毒予防規則の規定により揭示すべき事項の内容及び揭示方法を定める等の件の一部を改正する件 新旧対照表

○有機溶剤中毒予防規則の規定により揭示すべき事項の内容及び揭示方法を定める等の件（昭和四十七年労働省告示第百二十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一・二（略）</p> <p>三 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置について揭示すべき内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。</p> <p>(2) 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。</p> <p>(3) 中毒にかかった者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。</p> <p>(4) 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺そ生を行うこと。</p> <p>四（略）</p>	<p>一・二（略）</p> <p>三 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置について揭示すべき内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、すみやかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。</p> <p>(2) 中毒にかかった者の頭を低くして横向き又は仰向きに寝かせ、身体の保温に努めること。</p> <p>(3) 中毒にかかった者が意識を失っている場合は、口中の異物を取り除くこと。</p> <p>(4) 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合は、すみやかに、人工呼吸を行なうこと。</p> <p>四（略）</p>

有機溶剤を取り扱う事業者の皆さまへ

平成27年1月1日から 注意事項の掲示の内容が一部変わります (昭和47年労働省告示第123号の一部改正)

有機溶剤中毒予防規則では、事業者は、屋内作業場等で有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、①有機溶剤が人体に及ぼす影響、②取扱上の注意事項、③中毒が発生したときの応急処置など**有機溶剤等使用の注意事項**について、労働者が見やすい場所に**掲示**しなければなりません。

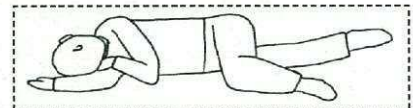
平成27年1月1日から、有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置に関して、掲示内容が変わりますので、ご注意ください。

有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置について掲示すべき内容

改正前	改正後
中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。	中毒にかかった者を 横向きに寝かせ、気道を確保した状態* で、身体の保温に努めること。
中毒にかかった者の頭を低くして 横向き又は仰向き に寝かせ、身体の保温に努めること。	中毒にかかった者を 横向きに寝かせ、気道を確保した状態* で、身体の保温に努めること。
中毒にかかった者が意識を失っている場合は、口中の異物を取り除くこと。	中毒にかかった者が意識を失っている場合は、 消防機関への通報を行うこと 。
中毒にかかった者の呼吸が止まった場合は、速やかに 人工呼吸 を行うこと。	中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や 正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生 を行うこと。

※ 回復体位

横向きに寝かせて、できるだけ気道を広げた状態にする。膝を軽く曲げ、下側の腕は体の前に伸ばし、上側の腕を曲げて、その手の甲に顔をのせる。



<改正後の掲示の例>

有機溶剤等使用の注意事項
一 有機溶剤の人体に及ぼす作用 主な症状 (1) 頭痛 (2) けん怠感 (3) めまい (4) 貧血 (5) 肝臓障害
二 有機溶剤等の取扱い上の注意事項 (1) 有機溶剤を入れた容器で使用 中 でないものには、必ず、ふたを すること (2) 当日の作業に直接必要のある量 以外の有機溶剤等作業場内へ 持ち込まないこと (3) できるだけ風上で作業を行い、 有機溶剤の蒸気の吸入をさける こと (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚に ふれないようにすること
三 有機溶剤による中毒が発生したときの 応急処置 (1) 中毒にかかった者を直ちに通風 のよい場所に移し、速やかに 衛生管理者その他の衛生管理 を担当する者に連絡すること (2) 中毒にかかった者を横向きに 寝かせ、できるだけ気道を確保 した状態で身体の保温に努める こと (3) 中毒にかかった者が意識を 失っている場合は、消防機関へ の通報を行うこと (4) 中毒にかかった者の呼吸が 止まった場合や正常でない場合 は、速やかに仰向きにして 心肺蘇生を行うこと